

介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画について(令和7年度)

賃金改善実施期間	令和7年4月～令和8年3月
算定する加算の区分	処遇改善加算(1)
処遇改善加算見込額 (令和7年度)	129,534,600円
令和6年度処遇改善加算額のうち令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す予定の額	2,340,600円
賃金改善見込額	156,028,295円

【賃金改善方法について】

(1) 基本給

- ・ 定期昇給
- ・ 定期昇給に伴う賞与増額分

(2) 介護職員等処遇改善手当の支給

- ・ 経験・技能のある介護職員 月額9,000円～月額55,000円
- ・ その他の介護職員 月額 0円～月額28,000円
- ・ 看護職員 月額5,000円～月額10,000円
- ・ 生活相談員・支援相談員・介護支援専門員 月額10,000円
- ・ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・管理栄養士 月額 5,000円
- ・ 栄養士・調理員・事務員 月額 3,000円

(3) その他

- ・ 定期昇給に伴う賞与の増額分、法定福利費増額分

【キャリアパス要件について】

要件Ⅰ (任用要件・賃金体系の整備等)

- イ. 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
- ロ. 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
- ハ. 上記の内容について就業規則等の明確な根拠規定を整備し周知している。

要件Ⅱ (研修の実施等)

イ. 資格取得のための支援の実施

介護福祉士資格取得のための研修受講については勤務扱いとし、交通費等を事業者が負担します。

### 要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）

- イ. 介護職員について一定の基準に基づき定期的に昇給する仕組みを設けている。
- ・ 経験に応じて昇給する仕組み
  - ・ 資格に応じて昇給する仕組み
  - ・ 一定の基準に基づき定期的に昇給する仕組み

### 要件Ⅳ（改善後の年額賃金要件）

- ・ 経験・技能のある介護職員のうち改善後の賃金が年額440万円となる職員10人（見込み）

### 要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件）

- ・ サービス類型ごとに一定以上の介護福祉士を配置しています。

### 【職場環境等に関する取組みについて】

区分	内容
入職促進に向けた取組	・ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	・ 働きながら介護福祉等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害者支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援
両立支援・多様な働き方推進	・ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ・ 有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	・ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
生産性向上のための業務改善の取組	・ 現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）の実施 ・ 5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備
やりがい・働きがいの醸成	・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

### 【見える化要件について】

- ・ 法人ホームページに掲載
- ・ 事業所・施設建物で外部から見える場所へ掲示